



## 令和元年度共同募金（令和2年度実施事業）の配分条件

- 1 貴団体所在地の共同募金会から、街頭募金運動等への協力依頼があった場合は、支障がない限りご協力をお願いします。
- 2 地域住民への共同募金配分事業の積極的な広報を行ってください。
  - (1) 地元マスコミ等の取材があった場合は、必ず「赤い羽根共同募金」の配分による事業であることを伝えてください。
  - (2) 貴団体の機関紙、ホームページなどがある場合は、掲載を行ってください。
  - (3) 上記事項を行った場合、内容が確認できるものを配分金交付請求時に長野県共同募金会に提出してください。
  - (4) 「赤い羽根共同募金」の報告書等様式、ロゴマーク及びイラストは、長野県共同募金会のホームページからダウンロードができます。トップページ下部のバナーリンク「報告書等様式ダウンロード」をご覧ください。
- 3 配分事業実施予定日の1ヵ月前までに、別紙「共同募金配分事業実施予定書」を長野県共同募金会にファックス、電子メール、郵送等により提出してください。
- 4 共同募金配分事業が事業費配分（セミナー、講習会、研究会など）の場合は、当該事業の写真による記録を行い、長野県共同募金会の求めに応じて提出をいただきます。  
なお、長野県共同募金会では提出いただいた写真をホームページなどに掲載するため、プライバシー等に配慮し、事前に個人の承諾を得た写真としてください。
- 5 事業実施年度末を2ヵ月経過した配分金交付請求書は受け付けないこととし、同時に配分の取消を行うこととします。
- 6 配分事業が県民の寄付により成し得たことを関係者は常に理解いただき、寄付者の意思に反する行為は行わないようお願いします。



長野県共同募金会  
ホームページ・フェイスブック

### 社会福祉法人 長野県共同募金会

〒380-0871 長野市西長野 143-8

電話 026-234-6813 FAX 026-234-3024

電子メール nkyobo@akaihane-nagano.or.jp

URL <http://www.akaihane-nagano.or.jp/>